

◆「航空貨物に係る事前報告制度の拡充」に係る業界説明会において出された質問及び回答

H30.11.5 現在

No.	質問	関税局からの回答
1	郵便も今回の制度の対象となるのでしょうか。	国際郵便物については、物流形態が一般の航空貨物と異なるといった特殊性から、本制度の下では対象としていないところです。
2	SP(スモールパッケージ)貨物は対象となるのでしょうか。	SP貨物についても、事前報告の対象となります。
3	仮陸揚げ貨物は対象となるのでしょうか。	仮陸揚げ貨物は事前報告の対象となりますが、機移し貨物は、今回の事前報告の対象外となります。 なお、最初に仮陸揚げを行う空港(ご質問であれば関西空港)において事前報告が行われれば、以降の空港において報告義務はありません。
4	機移し貨物は対象となるのでしょうか。	
5	関空で仮陸揚げし国内転送する場合、いずれの空港でも対象となるのでしょうか。	
6	混載事業者が直接ハウスマニフェスト情報を報告することはできるのでしょうか。	機長は、航空機に搭載されている貨物についての責任を有していることから、機長に対し報告義務を課していますが、実態としては機長行為の代行を行う航空会社から事前報告が行われることを基本としています。ただし、機長の代行者は必ずしも航空会社に限定されるものではありませんので、混載事業者が機長代行者として報告を行うことは可能です。
7	NACCS で直接 IATA 電文を受け取ることができるのでしょうか。	IATA Type-B 電文を NACCS へ直接送信することは出来ませんが、海外から IATA Type-B 電文について、航空通信回線を利用し NACCS に送信することは可能となっています。なお、航空通信回線を利用して報告を行う場合には、予め税関に対して「航空通信回線利用による航空貨物事前報告申出書」を提出する必要があります。(報告方法や事前申出書の提出方法・時期等については、税関 HP 又は NACCS センターHP をご参照ください。)
8	NACCS で受け取る IATA 電文については、FWB、FHL、FFM となるのでしょうか。	
9	航空通信回線を経由した報告や外地からの直接の報告を可能とすべきではないのでしょうか。	
10	マスターAWB とハウスマニフェスト情報のマッチングはどのように行うのでしょうか。	

11	NACCS への報告について、制度導入前にパイロットテストは行われるのでしょうか。	NACCS では、航空回線事業者及び自社システム向けの接続試験を平成31年1月から実施する予定としております。(実施の詳細については航空回線事業者又は NACCS センターにご照会ください。)
12	ハウスマニフェスト情報に間違いがあった場合に誰にペナルティが課されるのでしょうか。	現行の事前報告制度と同様、機長(機長の行為の代行者含む。)が故意又は重大な過失により当該報告をせず、又は偽った報告をして入港した場合には罰則の適用対象となります。なお、物流への影響には配慮したいと考えております。
13	報告内容に不備があった場合、罰則の適用はあるのでしょうか。	
14	報告内容に不備があった場合、後続業務が行えないのでしょうか。	
15	ハウスマニフェスト情報の精度を高めていく努力をすべきでないのでしょうか。	航空貨物の事前報告制度は既に各国で導入されており、導入の際には航空会社から顧客である混載事業者に周知されているものと承知しております。今回の我が国における導入に際しても同様の対応をとっていただいておりますが、その際本ホームページ掲載の英語版コンテンツをご活用いただければ幸いと考えております。
16	混載事業者への説明も必要です。	日本税関としてもこれまで混載事業者を対象とした説明会の機会を設けており、今後も周知に努めてまいります。
17	テロ関連物資など要注意貨物に該当した場合、航空会社としてどういった対応をとるのでしょうか。	仮に、飛行中の旅客機に搭載された貨物中に不審物があるとの情報があった場合には、税関において、情報の評価、必要なオペレーションについて判断を行います。具体的な対応については、ケースバイケースの判断にならざるを得ないところです。 航空会社への連絡体制については、国土交通省が定める「国家民間航空保安プログラム」に基づき、日本に就航するすべての航空会社と航空保安体制が確立されており、確度の高い情報を入手した場合には、国土交通省航空局から航空会社に通知されることとなります。
18	ハウスマニフェスト情報の報告に時間がかかるため、報告期限の後倒しができませんでしょうか。	ハウスマニフェスト情報につきましても可能な限り早期にご報告をいただき、当該情報についてテロのリスク分析への最大限の活用を図ってまいりたいと考えておりますところ、ご協力を賜りたいと考えております。
19	システム構築に当たったの財政支援は無いのでしょうか。	国費の投入については、困難であることについて、ご理解をいただきたいと考えております。

20	荷送人が RA 事業者(特定航空運送代理店)である場合に何らか緩和措置が執られないのでしょうか。	現在のところ、RA 事業者の取扱い貨物について特別の取扱いをすることは考えておりません。 なお、制度間の連携については、別途検討を行ってまいりたいと思っております。
21	2019年3月17日(施行日)の、どの外国貿易機の積荷情報から報告項目の追加と電子的な報告を求められるのでしょうか。	マスターAWB 情報及びハウスマニフェスト情報については、NACCS のプログラムリリースが行われる 2019 年 3 月 17 日(日)午前 5 時以降に報告期限が到来する積荷情報について今般の拡充措置による報告の対象となります。このため、当該プログラムリリース以降において、マスターAWB 情報における必須入力項目の変更とハウスマニフェスト情報の報告用の新規業務の利用等による報告が必要となります。なお、直前の出発空港から外国貿易機が入港しようとする税関空港までの航行時間を踏まえた報告期限は以下のとおりです。 ・入港する 3 時間前(航行時間が 5 時間以上の場合) ・入港する 1 時間前(航行時間が 3 時間以上 5 時間未満の場合) ・入港する時(航行時間が 3 時間未満の場合)
22	ドキュメント(書類)については、事前報告の対象となるのでしょうか。	ドキュメント貨物についても事前報告制度の対象となります。事前報告は積荷目録事前報告業務による報告を原則といたしますが、ドキュメント貨物に係る報告に限り、別途入港の 3 時間前等の報告期限までに NACCS の汎用申請業務(HYS 業務)により、来年 3 月 17 日の施行後の関税法施行令第 13 条第 3 項第 1 号に規定された項目を充たす形での報告をいただくことも可能とすることを考えております。
23	「航空通信回線利用による航空貨物事前報告申出書」の提出期限を教えてください。	2019 年 1 月 7 日から予定している接続試験に参加するためには、2018 年 10 月 31 日で締切としていましたが、対応を検討中としている航空会社が散見されるため、接続試験及び事前申出書の提出期限等について以下のとおり取り扱うこととします。 ① 2018 年 12 月 14 日までに各空港税関の窓口に申出書を提出いただければ、2019 年 1 月 16 日から接続試験に参加可能とします。 ② 2019 年 3 月 17 日の制度施行に合わせて開始(送信)する場合は、同年 2 月末までに各空港税関の窓口に申出書を提出してください。
24	事前申出書の「代表者の利用者コード」には具体的に何を記載すればいいのか。また、利用者コードは税関で払出しされるのか。	「代表者の利用者コード」には、航空通信回線を利用して事前報告を行う航空会社(機長代行者を含む)の NACCS の利用者コード(5桁)を記載してください。
25	「代表利用者の利用者コード」とは税関で払出して貰えるのか。	「代表利用者の利用者コード」欄には NACCS センターが付与する利用者コード(5桁)を記載いただくものであり、税関が付与することはありません。なお、現在、NACCS の利用者コードを持っていない場合は、NACCS センターに申込みいただく必要があります。(ただし、申込み後、払出しまでは一定の日数を要しますので、ご注意ください。)

26	複数の空港に対する申出書を一つの空港税関の窓口に提出してもいいのか。	複数の空港を含む事前申出書を一つの空港税関窓口に提出いただくことは可能です。また、空港コードが他空港のみを対象とする事前申出書であっても、通常利用している空港税関窓口に提出いただくことも可能です。
27	情報のアップデートはどのように開示されるのでしょうか。	税関ホームページで随時アップデートさせていただきます。